

電気需給約款等変更に関するお知らせ

2018年4月1日、電気需給約款等は以下の通り一部変更となります。また、2018年4月の電気計量日より、ご契約の電気料金メニューの適用期間が更新となります。それに伴い、電気事業法にもとづきその内容をお知らせします。なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

変更の対象となる電気需給約款等

電気料金メニュー定義書（武州でんきBプラン、武州でんきCプラン、武州でんき動力プラン）、付帯メニュー定義書（電気+ガスセット割）

主な変更概要（電気料金単価に変更はありません。）

- ・ 武州でんきBプランの最低月額料金※1を廃止。それに伴い、基本料金と電力量料金等の合計が0円を下回る場合の特例※2を追加(電気料金メニュー定義書【武州でんきBプラン】6(3))
- ・ 料金メニュー変更の条件（期間）※3を追加（電気料金メニュー定義書【武州でんきBプラン】8(2)【武州でんきCプラン】9(2)、【武州でんき動力プラン】9(2)）。

更新内容

- ・ 2018年4月の電気の計量日より、翌年4月の電気の計量日の前日までご契約の電気メニューの適用期間の更新。

※1 基本料金と電力量料金の合計が540円（税込）を下回る場合は、その1か月の電気料金は、540円（税込）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。

※2 基本料金と電力量料金等の合計が0円を下回る場合は、その1か月の電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとする。

※3 やむを得ない場合を除き、お客さまが電気料金メニューを新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、電気料金メニューを変更できないこととする。

ご不明点は以下窓口へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

武州ガス株式会社 小売電気事業グループ

埼玉県川越市東田町15番地8

TEL : 0120-255-900（受付時間：平日 9:00～17:00）

【上記以外の時間】 TEL : 049-241-9000（代表）